

(例規 2 1)

陸 幕 発 1 第 4 5 3 号
昭和 3 6 年 1 1 月 2 2 日

改正 昭和45年 6 月 27 日 陸幕監理第89号 平成19年 3 月 28 日 陸幕法第61号
平成21年 2 月 3 日 陸幕法第10号 平成30年 3 月 14 日 陸幕法第104号
平成31年 3 月 19 日 陸幕補第309号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

司令部勤務の准尉以下の自衛官の人事発令要領に関する通達

標記の件、師団等の編制表（昭和36年 9 月編制表（甲） 7—9、⑦—7—9）の
制定に伴い、師団司令部等勤務の准尉以下の自衛官の定員上の取扱いが改正された
ので任命権に関する訓令に基づき人事発令等は下記要領により実施されたい。

記

- 1 司令部編制定員上基準数をもって示されている者（付隊の司令部勤務班）
 - (1) 師団長が付隊に勤務補職をする。
 - (2) 司令部各部課等への配置は付隊長（師団長の指示に基づき）が、部課内の職務指定は部課長が命ずる。
- 2 技術各課勤務の者
 - (1) 准陸尉及び陸曹は全部師団長が、陸士については士の任免を指定されている部隊の者は当該部隊等の長が、その他は師団長が各部隊に勤務補職をする。
 - (2) 司令部の課への配置は、各部隊長（師団長の指示に基づき）が、課内の職務指定は課長が命ずる。
- 3 陸上総隊司令部勤務、方面総監部勤務及び旅団司令部勤務の准尉以下の自衛官は第 1 項に準ずる。
- 4 配置を命ずる場合、司令部と駐屯地を異にするときは、文書により行うものとし、勤務地を付記する。

配布区分：「G」

第1部長	10部、総務課長	5部、監理部長・第3部長	各2部
施設課長	1部		